

27AB-am009

わが国における緊急避妊薬の適正使用と乱用防止へ向けた取り組み

○大塚 邦子^{1,2,3}, 対馬 ルリ子², 唐澤 淳子³, 渡辺 陸子³, 田中 ケネス⁴, 細野 哲司¹, 鈴木 啓太郎¹ (横濱薬大,²女性医療ネットワーク,³神奈川県女性薬剤師会,⁴武蔵野大仏教文化研)

【目的】 現在、わが国では少子化問題を改善するために種々の対策が取られているが、一方で、母体および胎児に対して侵襲的倫理的に問題のある人工妊娠中絶は年間約 18 万件に及ぶ。この問題を解決するために緊急避妊薬 (Emergency contraceptive pills: ECP) は避妊処置の失敗後、72 時間以内の服用により望まれない妊娠とそれに続く人工妊娠中絶を回避できることから、WHO はエッセンシャルドラッグとしているが、わが国では十分に周知されているとは言い難い。ECP の適正使用は女性の身体的・精神的利益を考慮した生涯にわたる QOL 向上に寄与できることから、その普及教育プログラムを企画し、方向性が見出されたので報告する。**【方法】** 神奈川県女性薬剤師会において ECP の適正使用と乱用防止へ向けた研修会を行い、その後 SGD と無記名によるアンケート調査を行った。また、生と死が同時に共存するこの問題を市民講座の中でも取り上げ、市民の意識も調査した。**【結果】** アンケート結果から、ECP の周知は女子ばかりでなく男子も含め高校生までに必要が女性薬剤師会では 97%、市民も 82% であった。また、女性薬剤師会では健やか親子 21 への積極的な参画として、薬局における緊急避妊に関する啓発ポスターやカードの掲示、医療機関へ繋げる役割、学校薬剤師による健康教育の充実化等の提案があった。市民からも人工妊娠中絶に対する倫理教育の必要性や乱用への懸念等の意見が散見された。**【考察】** 人工妊娠中絶および避妊に関する考え方は各国により異なるが国際家族計画専門会議の共同声明では望まない妊娠を回避するため、すべての女性が緊急避妊法を利用できる保障体制を推進すべきとしている。薬剤師研修会および市民講座を通じて、女性のリプロダクティブヘルスケアに対する緊急避妊薬の適切な周知教育の必要性が示された。